

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 三三
- 肥料を登録した件 三三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 三四
- 道路の区域を変更する件 三五
- 道路の供用を開始する件 三六
- 県道の路線の認定の公示内容を変更する件三件 三六
- 廃川敷地等が生じた件 三七
- 河川区域を変更する件二件 三七
- 水防警報を発する河川を指定する件の一部を改正する件 三七
- 都市計画事業を認可した件二件 三六
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三六
- 介護老人保健施設の開設を許可した件 三六
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 三六
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業者を指定した件 三六
- 基本測量の実施の終了について通知があった件 三六
- 労働組合法施行令の規定により使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める件 三六
- 福島県福島警察署 三六
- 放置車両の確認事務を委託した件 三六
- 福島県郡山警察署 三六
- 放置車両の確認事務を委託した件 三六
- 福島県いわき中央警察署 三六
- 放置車両の確認事務を委託した件 三六

告 示

福島県告示第二百六十一号

競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参

加する者に必要な資格等を定める件(昭和四十一年福島県告示第五十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄平

第四の第二号の(二)中「工事施行」を「工事施工」に改める。
第六の第一号の(三)のイ中「福島県総務部財務領域入札改革グループ参事」を「福島県総務部財務総室入札監理課長」に改める。

(入札監理課)

福島県告示第二百六十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	登録年月日
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
831	混合有機質肥料	混合有機質肥料	3.5	8.0	—	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり。	大栄物産株式会社	東京都江東区佐賀一丁目7番5号	平成20年3月14日

(農業総合センター)

福島県告示第二百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

大沼郡金山町大字小栗山字鳥屋一五二七、一五一八、一五二九の一、一五二九の二、一五二〇から一五二四まで、一五二八から一五三一まで、一五三三の一、一五三三の乙、一五三四から一五四五まで、一五七三の一、一五七四から一五七七まで、一五七八の一、一五七八の二、一五七九、一五八〇、一五八一の一、一五八二から一五八六まで、一五二三地先・一五二四地先・一五四一地先・一五七三地先(次の

- 二 図に示す部分に限る)
- 二 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(治山対策課)

福島県告示第二百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	双葉郡川内村大字下川内字田ノ入七〇番二九五地先から	A	二・〇	一六、二八五・〇
	同 郡檜葉町大字井出字所布一五一番地先まで		三二・二	
	同 郡川内村大字下川内字西山五九番地先から	B	三・四	五、三六八・〇
	同 郡同 村大字下川内字道ノ下五二二番二地先まで		五七・四	
	同 郡同 村大字下川内字篠平五〇一番地先			

県道下川内竜田停車場線

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	双葉郡川内村大字下川内字田ノ入七〇番二九五地先から	A	二・〇	一六、二八五・〇
	同 郡檜葉町大字井出字所布一五一番地先まで		三二・二	
	同 郡川内村大字下川内字西山五九番地先から	B	三・四	五、三六八・〇
	同 郡同 村大字下川内字道ノ下五二二番二地先まで		五七・四	
	同 郡同 村大字下川内字篠平五〇一番地先から	C	四・〇	一、七二〇・七
	同 郡同 村大字下川内字篠平五〇一番地先		一三・六	
	同 郡同 町大字上小字芝坂一八九番地先から	F	三・六	一、七八五・三
	同 郡同 町大字上小字中倉一番八地先まで		四三・五	
	同 郡同 町大字大谷字乙次郎九五番地先から	E	四・八	六三〇・〇
	同 郡同 町大字大谷字キワタ倉一番地先まで		五六・四	
	同 郡同 町大字井出字所布一五一番地先まで	D	三・六	五、〇〇一・五
	同 郡同 町大字井出字所布一五一番地先		四九・八	
	同 郡同 村大字下川内字篠平五〇一番地先	C	四・〇	一、七二〇・七

内字篠平五〇一番地先 まで	同 郡檜葉町大字上小 字中倉一番八地先か ら	同 郡同 町大字井出 字所布一五一番地先ま で	同 郡同 町大字大谷 字乙次郎九五番地先か ら	同 郡同 町大字大谷 字キワタ倉一番地先ま で	同 郡同 町大字上小 字芝坂一八九番地先 から	同 郡同 町大字上小 字中倉一番八地先ま で	同 郡同 町大字大谷 字郭公山国有林七一〇 林班の三小班地先から	同 郡同 町大字大谷 字乙次郎五七番地先ま で	同 郡同 町大字大谷 字キワタ倉一番地先か ら	同 郡同 町大字上小 字芝坂一八九番地先 まで	
変更後											
D			E			F			G		
三・六 四九・八			四・八 五六・四			三・六 四三・五			三・五 三六・〇		
五、〇〇一・五			六三〇・〇			一、七八五・三			二、〇五〇・三		
H			I			J			K		
八・七 一六〇・九			九・八 一七〇・〇			一〇・九 一八〇・一			一一・〇 一九〇・二		
六、八四四・七			七、〇〇〇・〇			八、二五五・五			九、五〇〇・〇		

(道路計画課)

福島県告示第二百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道下川内竜田停車場線	双葉郡檜葉町大字大谷字郭公山国有林七一〇林班の三小班地先から 同 郡同 町大字大谷字キワタ倉一番地先まで	平成二〇年 四月一日

(道路計画課)

福島県告示第二百六十六号

県道の路線を認定する件(昭和三十四年福島県告示第七百十七号)の公示内容を次のように変更する。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

傍線部が変更箇所である。

整理番号	変更後		変更前	
	路線名	備考	路線名	備考
三八	県道黒磯棚倉線	起点栃木県那須塩原市	県道黒磯棚倉線	起点栃木県那須郡黒磯町
二七二	県道伊王野白河線	起点栃木県那須郡那須町大字伊王野	県道坂本白河線	起点栃木県那須郡那須町坂本

(道路計画課)

福島県告示第二百六十七号

県道の路線を認定する件(平成八年福島県告示第三百二十五号)の公示内容を次のように変更する。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤雄平

変更後	変更前
-----	-----

福島県告示第二百六十八号

県道の路線を認定する件（平成十三年福島県告示第三百五十六号）の公示内容を次のように変更する。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

整理番号	路線名	起 点	終 点	起 点	終 点
三二九	県道黒磯田島線	栃木県那須塩原市	南会津郡南会津町	栃木県黒磯市	南会津郡田島町

(道路計画課)

整理番号	路線名	変 更 後		変 更 前	
		起 点	終 点	起 点	終 点
三五〇	県道栗山館石線	栃木県日光市	南会津郡南会津町	栃木県塩谷郡栗山村	南会津郡館石村

(道路計画課)

福島県告示第二百六十九号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川計画課及び福島県県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 河川の名称 一級河川阿武隈川水系藤田川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年四月一日
- 三 廃川敷地等の位置
上流端郡山市日和田町字前田二十五番地の二地先から下流端同市同町字前田十五番地の二地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 五百三十九・六七平方メートル

(河川計画課)

福島県告示第二百七十号

二級河川夏井川水系黒森川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように変更する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

次の図面（第一号図から第三号図まで）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(河川計画課)

福島県告示第二百七十一号

二級河川木戸川水系木戸川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように変更する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

次の図面（第一号図から第四号図まで）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(河川計画課)

福島県告示第二百七十二号

水防警報を発する河川を指定する件（平成十八年福島県告示第三百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

表中

阿武隈川	阿武隈川
左岸 西白河郡西郷村大字鶴生字摺白山から同郡中島村大字滑津字代まで	左岸 岩瀬郡鏡石町河原から同町成田東まで
右岸 西白河郡西郷村大字熊倉字大久保から同郡中島村大字滑津字代まで	右岸 石川郡玉川村大字中字下大川原から同村大字竜崎字滝山まで

を

阿武隈川 左岸 西白河郡西郷村大字鶴生字摺白山から同郡矢吹町明新東まで

右岸 西白河郡西郷村大字熊倉字大久保から同郡中島村大字滑津字代畑まで

に改める。

阿武隈川

左岸 西白河郡矢吹町谷中から同郡矢吹町陣ヶ岡まで
右岸 岩瀬郡鏡石町諏訪町から同郡鏡石町河原まで
右岸 石川郡玉川村大字小高から同郡玉川村大字竜崎まで

(河川整備課)

福島県告示第二百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称

白河市

二 都市計画事業の種類及び名称

県南都市計画道路事業 七・七・百二十九号 老舗通り

三 事業施行期間

平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分 福島県白河市袋町及び新蔵町地内
使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第二百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称

南相馬市

二 都市計画事業の種類及び名称

原町都市計画道路事業 三・四・百四号 環状1号線

三 事業施行期間

平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分 福島県南相馬市原町区旭町二丁目及び三丁目並びに二見町二丁目及び三丁目地内
使用の部分 なし
(まちづくり推進課)

公 告

公告第六十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十年三月十八日

二 名称

特定非営利活動法人すばる

三 代表者の氏名

山本 千代子

四 主たる事務所の所在地

福島県須賀川市東町五十六番地九

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障がい者に対して、自立生活促進を支援し、社会復帰、社会参加に関する事業を行い、また福祉の増進を図ると共に地域住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことの出来る共生社会の実現に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第六十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

施設の名称	施設の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事業所の所在地	許可年月日
介護老人保健施設ガーデニア	いわき市錦町落合一番地一	社団医療法人 呉羽会	いわき市錦町落合一番地一	平成二〇年三月二五日

公告第百六十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

（高齢福祉課）

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
障がい福祉サービス事業所コパン	会津若松市一箕町亀賀字北柳原五二	社会福祉法人心愛会	福島県郡山市緑ヶ丘東六丁目二六一二	平成二〇年四月一日	児童デイサービス	障害児
ヘルパーステーションおはよう	伊達郡飯野町大字大久保字西戸三二二二	特定非営利活動法人青いそら	同 県伊達郡飯野町大字大久保字西戸三二二二	同	居宅介護重度訪問介護	身体障害者知的障害者障害児精神障害者
社会福祉法人棚倉町社会福祉協議会	東白川郡棚倉町大字棚倉字倉字中居野六八一	社会福祉法人棚倉町社会福祉協議会	同 県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野六八一	同	居宅介護	同

（障がい福祉課）

公告第百六十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。
平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
指定相談支援事業所ピアはなわ	東白川郡塙町塙字材木二二	特定非営利活動法人ウッドピアはなわ	福島県東白川郡塙町一	平成二〇年四月一日	相談支援	精神障害者

（障がい福祉課）

公告第百六十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成二十年三月十八日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。
平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、田村市、南相馬市、本宮市、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、南会津郡下郷町、同郡南会津町、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村、同郡会津美里町、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町、同郡鮫川村、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡三春町、同郡小野町、双葉郡広野町、同郡楡葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村
- 二 測量開始期日 平成十九年八月十五日
- 三 測量終了期日 平成二十年一月十五日
- 四 作業の種類 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）

（土木総務課）

公告第百六十八号

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第百三十一号）第二十一条第一項の規定により、福島県労働委員会の次期委員を任命するため、次のとおり使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める。
平成二十年四月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 推薦資格

1 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な一部であり、かつ、県の区域内のみに組織を有する使用者団体であること。

2 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合し、かつ、県の区域内のみに組織を有する労働組合であること。

二 被推薦資格

使用者委員の候補者及び労働者委員の候補者は、共に労働組合法第十九条の四第一項に規定する者に該当しない者であること。

三 推薦方法

使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体又は労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、所定の様式による推薦書及び履歴書（以下「推薦書等」という。）を福島県地方振興局又は福島県商工労働部商工労働総室雇用労政課（以下「地方振興局等」という。）に提出すること。

四 推薦期間

平成二十年四月二日から同年五月十四日までとする。ただし、推薦書等を郵便により提出する場合は、同日までの日付の消印のあるものは有効とする。

五 その他

1 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、当該労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合である旨の福島県労働委員会との証明書を同時に提出すること。

2 推薦に関して不明な点は、地方振興局等に問い合わせること。

（雇用労政課）

福島県福島警察署

福島県福島警察署公告第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成20年4月1日

福島県福島警察署長 菅野 憲 司

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 キョウワウセキユリオノン株式会社

(2) 主たる事務所の所在地

福島県福島市五月町3番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

福島県福島警察署の管轄区域

(2) 期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

（庶務課）

福島県郡山警察署

福島県郡山警察署公告第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成20年4月1日

福島県郡山警察署長 菊地 俊

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 主たる事務所の所在地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

福島県郡山警察署の管轄区域

(2) 期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

（庶務課）

福島県いわき中央警察署

福島県いわき中央警察署公告第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成20年4月1日

福島県いわき中央警察署長 大内 隆

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ケイビ

(2) 主たる事務所の所在地

福島県いわき市平上荒川字桜町50番地の3

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

福島県いわき中央警察署の管轄区域

(2) 期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(庶務課)